

第 5 次岬町総合計画（素案）

令和 2 年

目 次

はじめに（第5次総合計画の策定にあたって）

1. 計画の趣旨と役割
 - (1) 総合計画策定の趣旨
 - (2) 総合計画の役割
2. 計画の構成と期間
3. 社会的潮流
4. まちづくりの課題
 - (1) 基本的課題
 - (2) 重点課題

基本構想

1. まちの将来像
2. 基本政策

基本計画

序論

- (1) 基本計画について
- (2) 将来人口とまちの構造について

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

基本政策6

資料

1. 計画の趣旨と役割

(1) 総合計画策定の趣旨

本町では、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去4次にわたり総合計画が策定されてきました。平成23年（2011年）に策定された第4次総合計画では、「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」を将来像として、6つの基本政策の取り組みにより、「希望に満ちた未来」と「郷土への愛着や誇り」につながるまちづくりを進めてきました。

第5次岬町総合計画は、これまで策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにするために策定するものです。

(2) 総合計画の役割

総合計画は、本町をどのようなまちにしていくか、そのために、だれが何をしていくのかを、体系的にまとめた計画です。福祉や教育、まちづくり、都市計画、環境など本町が取り組むすべての計画の基本となるもので、主に次の役割を担います。

●本町のまちづくりにおける最上位計画

本町のまちづくりを進めるうえで、最上位に位置づけられる計画であり、あらゆる計画の基本となります。

●長期的なまちづくりの指針

本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために、長期的な展望に立ったまちづくりの指針を示しています。

●まちの将来像の実現に向けて、住民・事業者・行政が共有する指針

住民と事業者と行政がまちの将来像を共有し、「協働」によるまちづくりを進めるための指針となるものです。

2. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造により構成します。

①基本構想

本町の課題を踏まえ、令和3年（2021年）から令和12年（2030年）までの10年間におけるまちの将来像や、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。

②基本計画

基本構想を実現するため、基本構想の計画期間の終期である10年後を見通して、中間年である令和7年（2025年）までの具体的な施策を示し、主な事業などを体系的に明らかにするものです。

また、基本構想の中間年には改めて施策の評価を行い、後期5年の基本計画を策定します。

③実施計画

基本計画を踏まえ、具体的な事業計画を明らかにするものです。毎年度の予算編成の基本になる計画で、3ヶ年の計画を毎年ローリングし、見直していきます。また、計画の策定にあたっては、財政計画との整合を図ります。



(2) 計画の期間

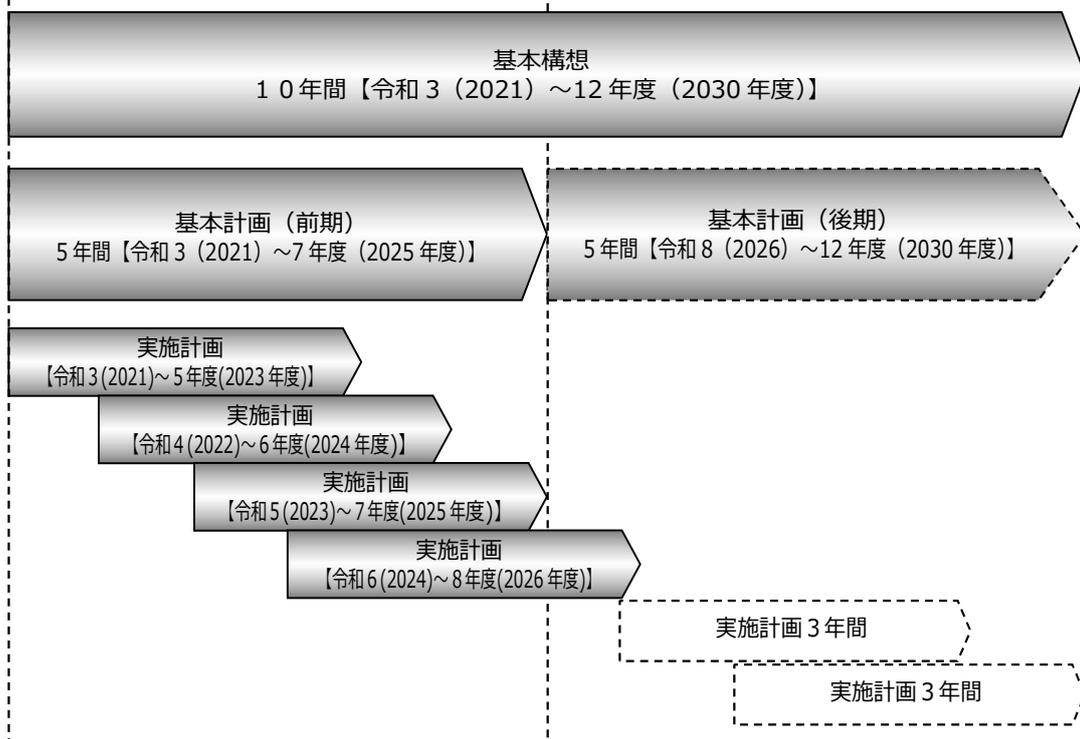
総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

- ① 基本構想の計画期間は、10年間（令和3年度から令和12年度）とします。
- ② 基本計画の計画期間は、5年間（前期：5年間、後期：5年間）とします。
- ③ 実施計画の計画期間は、3年間とし、ローリング方式により毎年改定します。

令和3年度（2021年度）

令和8年度（2026年度）

令和12年度（2030年度）



3. 社会的潮流

計画を策定するにあたって、本町のまちづくりのこれからの10年を展望するためには、次のような社会的潮流に注視していく必要があります。

(1) 人口減少社会と地方創生への対応

わが国の人口は平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じています。更なる少子高齢化の進行や団塊世代が75歳以上を迎えることにより、医療や社会保障、介護、地域コミュニティへの影響が懸念されています。こうした地方の現状に対して、国では平成26年(2014年)に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定するなど、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む姿勢を打ち出しました。

本町においても、少子高齢化や人口減少が進行し、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。このような人口構造の変化は、労働人口や税収の減少、地域社会のコミュニティ機能の低下など町の施策全体に関わる喫緊の課題となっています。このため、子育て支援や教育、高齢者支援など住み続けたいと思える環境づくりに向けた施策や地方創生施策に引き続き取り組むとともに、移住・定住の推進や関係人口の拡大など持続可能な地域社会に向けた担い手確保の取組を行う必要があります。

(2) 安全・安心がより重視される時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災後、国は「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ国土、経済社会システムづくりを進めてきました。しかし、その後も平成28年(2016年)の熊本地震、平成30年(2018年)の大阪北部地震などの発生や、東海・東南海・南海地震等、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まりなどから、大規模災害に対する関心は一層高まっています。

気象においても、近年の気候変動に伴い、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、平成30年(2018年)の台風や豪雨の被害など全国各地で甚大な被害が発生しています。

また、自然現象における脅威に加え、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪の被害拡大、高齢ドライバーによる交通事故や自転車運転による人身事故などが顕在化し、住民生活を脅かす不安が広がっています。

本町においても、住民に災害リスクの小さなまちという認識がある一方、住民意識調査では、「防災対策の推進」や「防犯対策の促進」などが重要度の高い施策として選択されるなど、住民の安全・安心に対するニーズは高くなっています。このため、地域での見守りや助け合いなど相互扶助の仕組みの強化を図りながら、安全で安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。共働き世帯数の推移をみると、全国では平成4年（1992年）に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大傾向にあります。個人の意識についても、「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が定着しつつあります。

本町においても、今後、「ワーク・ライフ・バランス」の推進や、住民一人ひとりの個性や能力が発揮できるようなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、外国人労働者の就労を大幅に拡大する改正出入国管理法が平成31年（2019年）4月に施行されたことにより、今後、異なる言語や文化、習慣を持つ外国人労働者の増加が見込まれます。地域社会の一員として共存しながら生活するにあたり、多文化共生社会への取り組みを行う必要性が高まっています。

(4) 人と人とのつながりを大切にする社会

核家族や単身者等向け生活サービスの浸透や近隣コミュニケーションの減少、プライバシー保護の厳格化などさまざまな要因が重なりあい、「無縁社会」と言われる人と人との関係の希薄化が深刻化しています。地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会（町内会）等の地縁組織も、近年加入率が低下する傾向にあり、環境美化や防犯活動、災害時の支援活動など、住民同士が支えあう新たな地域社会の構築が求められています。

本町においても、核家族や単身者の増加に伴う新たな地域課題が顕在化する一方で、既存の地域課題も複雑化、多様化することが見込まれるため、住民、住民団体、事業者、行政などが協働で取り組んでいく必要があります。

(5) 社会経済情勢の変化

わが国の経済は平成20年（2008年）の世界金融危機以降、低迷状態が続きましたが、近年はようやく回復の傾向が見られます。

一方、企業の雇用形態の変化や就業の多様化による非正規雇用者の増加や、消費税率の引上げに伴う個人消費の低迷が懸念されています。また、労働力不足により外国人労働者数が約130万人に達しており、今後、産業や就業構造が大きく変化するものと見られます。

また、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は平成23年（2011年）以降大幅に増加しており、平成30年（2018年）には3,000万人に達しています。令和7年（2025年）に日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控え、今後も引き続き外国人旅行者数は増加することが見込まれます。

国は、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の実施指針を平成28年（2016年）に決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」というビジョンのもと、17の目標と169のターゲットにより、国内実施と国際協力

の両面で国際社会をリードしていくとしています。

本町においても、大きく変化しつつある社会情勢の中、持続可能な地域社会の実現を目指し、SDGsの目標を踏まえた行政運営をめざしていく必要があります。

(6) 情報化の進展と生活の変化

ICT（情報通信技術）の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が進んでいます。これにより、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力となっています。今後は、AI（人工知能）や、情報家電から様々なセンサーまであらゆるものがインターネットにつながるIoT（Internet of Things）の技術が更に高度化し、移動体通信において5G（次世代無線通信規格）が普及し、データ通信の高速化・大容量化が進むなど情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして住民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくと考えられます。しかし、一方で、情報格差の発生、運用コストの増加、人間関係の希薄化、ネットによる犯罪の増加などの課題も顕在化しています。

本町においても、地域課題の解決や住民サービスの向上、行政事務の効率化にICTの活用を検討する必要があります。

4. まちづくりの課題

第4次総合計画の進捗状況および今回の総合計画策定にあたって実施したアンケートやヒアリング、まちづくりワークショップなどにおける住民や事業者の意見、まちの現状、社会的潮流を踏まえ、本町のまちづくりにおける分野別と、まちづくり全体に係る課題をまとめます。

(1) 分野別課題

① 少子化や若年層の流出に向けた対応

- 本町では、15歳未満の子どもが減少を続け、少子化が進行しています。また、進学や就職、結婚を契機とした若年層の転出も多く、教育や福祉、子育て支援などの住民サービスを充実させ、若者や子育て世代が住みたい・住み続けたいと思えるような環境整備が必要です。
- 子育てに関しては、ハード面だけでなく、ソフト面の支援の充実も必要です。今後、結婚から妊娠期、子育て期にわたる様々なシーンに対応した総合的支援を提供するために、地域に密着した結婚支援及び出産から子どもの成長に合わせたきめ細やかな子育て支援体制の構築・継続が必要です。
- 町の未来を担う子どもたちが、自ら学ぶ意欲と生きる力を育み、基礎的・基本的な学力の定着と体力・運動能力の向上を図るため、ICT等を活用した環境整備や少人数の強みを生かした教育カリキュラムの検討など、健やかに育つことができる教育環境の充実・強化が必要です。
- 若年層が進学や就職を機に転出して、本町に戻って子どもを育てたいと思えるよう、本町の現状に向き合い、地域の魅力や歴史文化等の普遍的な価値に気づき、町に対するシビックプライドを醸成する地域学習を充実させることが必要です。

② 超高齢化社会への対応

- 本町の高齢化率は大阪府内でも上位にあり、今後も増加する見込みとなっています。さらなる高齢化に備え、「健康寿命の延伸」による、多くの住民が介護なしで長寿を全うできる健やか長寿社会を目指したまちづくりを進めていくことが重要です。
- 健康づくりや介護予防の充実はもとより、生涯スポーツや生涯学習を通じた生きがいづくり、高齢者や高齢者に仲間入りする前からの社会参加や社会貢献の機会提供、支え合い・助け合いによる「小地域を基本単位とした地域福祉活動」の推進など、分野横断的な施策・事業を総合的に実施することによって、超高齢社会の本格化に戦略的に対応していく必要があります。
- 今後10年のうち、団塊の世代が後期高齢者となり、医療、介護、福祉に対するニーズは増大することが想定されるなか、行政が住民と関係団体・機関とのつなぎ役となり、地域で高齢者を支える仕組みを整えることが必要です。そのため、医療と介護の連携、地域における支援など、関係団体や機関同士の連携体制の構築が必要です。

- 平均寿命が延びる中、だれもがいつまでも健康で、地域で支え合いながらともに生きていくことが大切です。人生 100 年時代を豊かに生きるため、リカレント教育の展開をはじめとする新たな生涯学習の場や機会の提供と充実が求められていることから、多世代が参画することができる生涯学習の推進が求められています。また、地域での学びや活躍の場へ参加するためのきっかけづくりの工夫をするなど、積極的な情報提供が必要です。
- 併せて、がん検診や特定健診の受診率の向上を図り、年齢性別に応じた栄養指導を進めたり、自らの努力により健康寿命を延伸することに加え、保健・医療・福祉の連携を図り、地域や NPO・ボランティアなど各種団体が協働できる環境を整備する必要があります。
- ボランティア活動などの社会奉仕活動や、地域での文化・スポーツ活動、特色ある伝統行事への参加や保護活動を通じて、地域への誇りや愛着心を持った、次代のまちづくりを担う人材の育成につなげていく必要があります。

③雇用や地域活性化への対応

- 雇用の場が少ないことや、日常生活の不便さなどを理由に、若者の流出に歯止めがかからない状況です。農林業や漁業など一次産業を核とした他業種との連携や、一次産品の付加価値を高める 6 次産業化など、新たな展開による雇用拡大や所得向上による地域産業の活性化を図る対策が必要です。
- 近年ではフレックスタイム制やテレワークに代表される時間や場所を問わない多様な働き方があり、二地域居住のように複数の拠点を行き来する新しいライフスタイルを実践する人が増えてきています。一つの家に住み、一つの職場で働くという昔ながらの日本の暮らしは大きく変わりつつあるため、新しい時代のきめ細やかなニーズに対応した環境の整備が求められています。
- ICT の急速な進化は、交通、医療、福祉、観光、教育、防災等の様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めており、その効果的な利活用が不可欠となっています。
- 企業誘致は、雇用や税収に大きく寄与することから積極的に取り組むべき課題となっており、そのためにも、第二阪和国道を軸とした都市基盤の整備は、誘致に向けた環境整備として着実な推進が求められています。
- 本町のにぎわい・交流の重要拠点であるみさき公園については、これまで運営を担ってきた事業者が撤退するため、新たな集客拠点の形成が課題となっています。「新たなみさき公園」づくりをめざした公園整備の検討に加え、農業や食など本町が有するポテンシャルを活用した取組が求められています。
- 地域の活性化のためには、大阪府内で唯一残された自然海岸や豊かなみどりなどの自然環境、せんなん里海公園、とっとパーク小島などのレクリエーション施設、深日港をはじめとする「みなとオアシスみさき」関連施設、宇土墓古墳・興善寺などの歴史的資源などについて、観光・レクリエーション振興の地域資源として戦略的に活かしていくとともに、積極的に情報発信を行い、ま

ちの魅力を伝えていくことが求められています。

④安全・安心な地域社会への対応

- 本町においては、岬町地球温暖化対策実行計画及び岬町プラスチックごみゼロ宣言に基づき廃棄物の減量化、環境意識の向上、自然環境の保全（生物多様性の保全・維持）等に取り組んでいますが、さらなる環境への認識を深め、意識を高める必要があります。
- 2015年の国連サミットでは、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするためにすべての国連加盟国が2030年までに取り組む行動計画であるSDGsが採択されました。本町においても、全ての住民が幸せに暮らすことができる持続可能なまちへの取り組みを行う必要があります。
- 本町は、これまで大きな風水害や土砂災害をあまり受けたことがなく、災害リスクが比較的低いまちです。しかしながら、南海トラフ地震の発生とそれに伴う被害の危険性があり、また、2011（平成23）年に発生した東日本大震災の教訓もあって、住民の地震や水害など防災に対する期待は高水準にあります。災害に強いライフライン・インフラの確保や公共施設や住宅の耐震化を進めるとともに、防災意識の高揚と自主的な防災活動の一層の推進や組織体制強化を図ることなどが課題となっています。
- 高齢者や子どもなどの弱者を狙った犯罪や動機が明らかでない凶悪犯罪が全国的に顕在化している他、特殊詐欺やサイバー犯罪による被害も後を絶ちません。防犯対策の強化を地域ぐるみで進めていく必要性が高まっています。
- 地球温暖化に起因する異常気象による大規模な自然災害や東海・東南海・南海の地震連動が懸念されており、安全・安心を確保するための防災・減災対策が求められています。
- 子どもや高齢者等へ配慮した交通環境の整備は交通事故などを未然に防ぐために重要であるとともに、防犯に役立つ見守り環境の充実や街路灯などの整備が求められています。

⑤都市基盤の整備と維持への対応

- 住環境においては、計画的な宅地開発や空き家の解消が求められています。また、美しく快適なまちへ向け、取り組みを進める必要があります。
- 住民意識調査において、住み続けたくない理由として「交通の便がわるい」という回答が最も多く、生活利便性を維持・向上させることが必要です。
- 良好な居住環境を確保することは重要な視点であり、人口が減少していく中で、都市機能を維持増進していかなければなりません。庁舎などの公共施設や、道路、橋りょうなどの都市基盤の老朽化が進む中で、適切な維持管理に加え、建て替えや長寿命化、配置適正化の検討を進めて極力将来に負担を掛けない取り組みを行う必要があります。また、広域連携による機能分担の検討と、まちの核となる拠点の形成も併せて検討する必要があります。
- 本町の厳しい財政状況の中では、新たな投資は厳しい状況にありますが、災害に強いまちづくり

の観点からも、これまでに整備した都市施設の維持更新も含めて、計画的に整備を進めていくことが求められています。

(2) まちづくり全体に係る課題

①誰もが住みやすい環境づくりへの対応

- 現在、町が抱える最重要課題は「人口減少」であり、これまでの人口推移及び将来の人口推計から、町の人口は今後も確実に減少していくことは避けられない状況にあります。このことから都市部との交流や関係人口の拡大、移住・定住の推進による人口維持へ向けた取り組みとあわせ、人口減少に対応できる地域社会の構築のための取り組みが求められます。
- 人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっており、近年では情報化の進展や価値観の多様化などにより、LGBTなど性的マイノリティの人に対する配慮も課題となっています。複雑化する人権問題に対して、問題解消に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 本町に暮らす外国籍の住民が増加している現状を踏まえ、地域においても異なる文化や価値観への理解を深め、多文化共生をめざすまちづくりが求められています。

②コミュニティの活性化と協働のまちづくりへの対応

- 住民意識調査ならびに住民ワークショップでは、空き家の増加や、自治会への未加入者の増加などにより、住民同士のつながりが薄れ、地域コミュニティが希薄になっているとの意見が多く寄せられています。また、地域コミュニティ活動を行う各種団体の構成員が高齢化し、今後の担い手育成が課題との意見もあります。
- 一方では、地域活動に参加している人も多く、また今後、参加する意向のある人も多いことから、自治会活動への参加を促進し、地域コミュニティを強化することが求められています。
- さらに、将来の地域の担い手づくりとして、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出に取り組む必要があります。「関係人口」を継続的に呼び込み、地域への貢献活動を実行してもらうための仕組みづくりが必要です。
- ライフスタイルや価値観、住民ニーズに比例し、住民の行政に対する要望も多様化しており、地域特性や住民ニーズに対応したまちづくりが求められています。しかしながら、全ての住民ニーズに対して行政だけできめ細かく対応することは限界があります。行政の視点だけでなく、地域の実情をよく理解している住民や事業者などとともに、多様な視点を持って課題の解決方法等を考えることで効率的・効果的なまちづくりを展開していくことが必要です。
- これまでの行政の役割を地域や個人に担ってもらうということではなく、行政、地域、個人の役割をその実情にあわせてみんなで決め、それぞれがそれぞれの役割を果たし主体的にまちづくりに関わることが、災害に強く、犯罪のない、安心安全なまちづくりにも繋がることに期待します。

- 各種団体意向調査において「役場や住民との協働についてこれまで同様に実施していきたい」、「今後は実施したい」との意見が多く挙げられた一方、町内で活動する団体・組織の情報交換の場の設置を求める意見も挙げられたことから、団体のネットワーク化を図る機能を充実することが求められています。
- まちづくりは人づくりであり、まちづくりに熱意を持った人たちの行動が町に活力と賑わいを創出するものです。我が町の次代を担う若者が活躍できる環境の構築と、地域と町を支えるリーダーとなる人材の育成確保が必要です。
- 人口減少や高齢化などにより、地域活動の停滞や活力の低下が懸念されており、これまで以上に住民参画機会の創出と、すべての住民が一体感を持って協力し合う住民主体のまちづくりが求められます。

③行政の効率化と財政の健全化への対応

- 介護費等の社会保障費の増大や高度成長期以降に整備してきた社会資本の老朽化に伴う維持管理や更新コストの増大に伴う財政負担の拡大が懸念される一方で、人口減少の進行に伴う労働人口の減少や市場規模の縮小等によって、税収の伸びが見込めない状況が予想される中、既存ストックの有効活用や計画的なアセットマネジメントの実施、広域連携の強化による、効率的な行政経営と健全で持続可能な行財政運営がこれまで以上に強く求められています。
- 高齢化の進展と生産年齢人口の減少によって、生産性の向上や質の高い行財政運営が求められています。そのため、ICTを活用した業務の標準化・効率化に努め、民間委託等の活用等による更なる業務改革の推進と安定的な財政運営が必要となっています。併せて、限られた人材での行政運営に向けて、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが求められています。
- 行政や地域団体の取り組みなど、住民のもとに有用な情報が正確に届くよう、情報を集約・発信できる体制を整えるとともに、情報が住民へ確実に届く仕組みづくりが必要です。
- 財政の健全化には、行政のスリム化や効率化により歳出を抑制するだけでなく、定住促進や地域産業の振興、企業誘致、観光・レクリエーションの活性化などによって、いかに歳入を増やし、町の財政力を強化するか、さらには働く場を増やし、まちに活気を生み出すかという考え方も合わせて求められています。

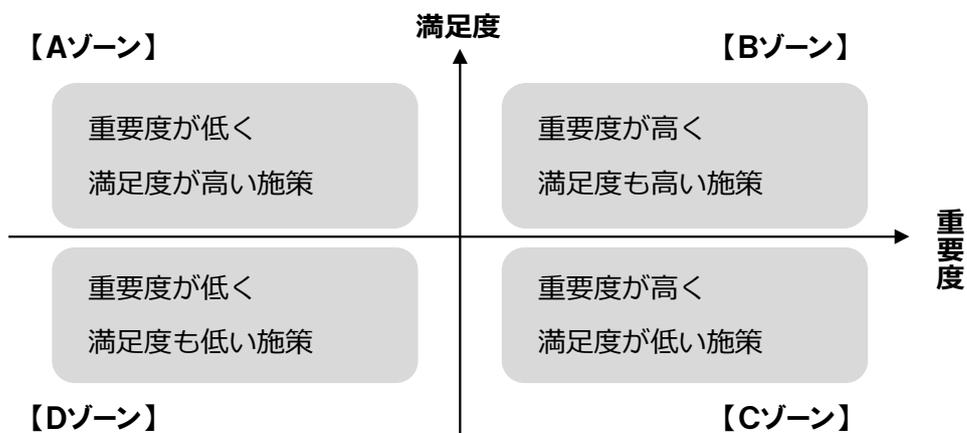
(3) 施策の満足度・重要度の分類

住民意向調査において、まちづくり施策 39 項目について満足度と重要度を尋ねました。それらを、以下の方法で、満足度と重要度の得点化を行った後、平均値を算出し、散布図を作成しました。

<算出方法>

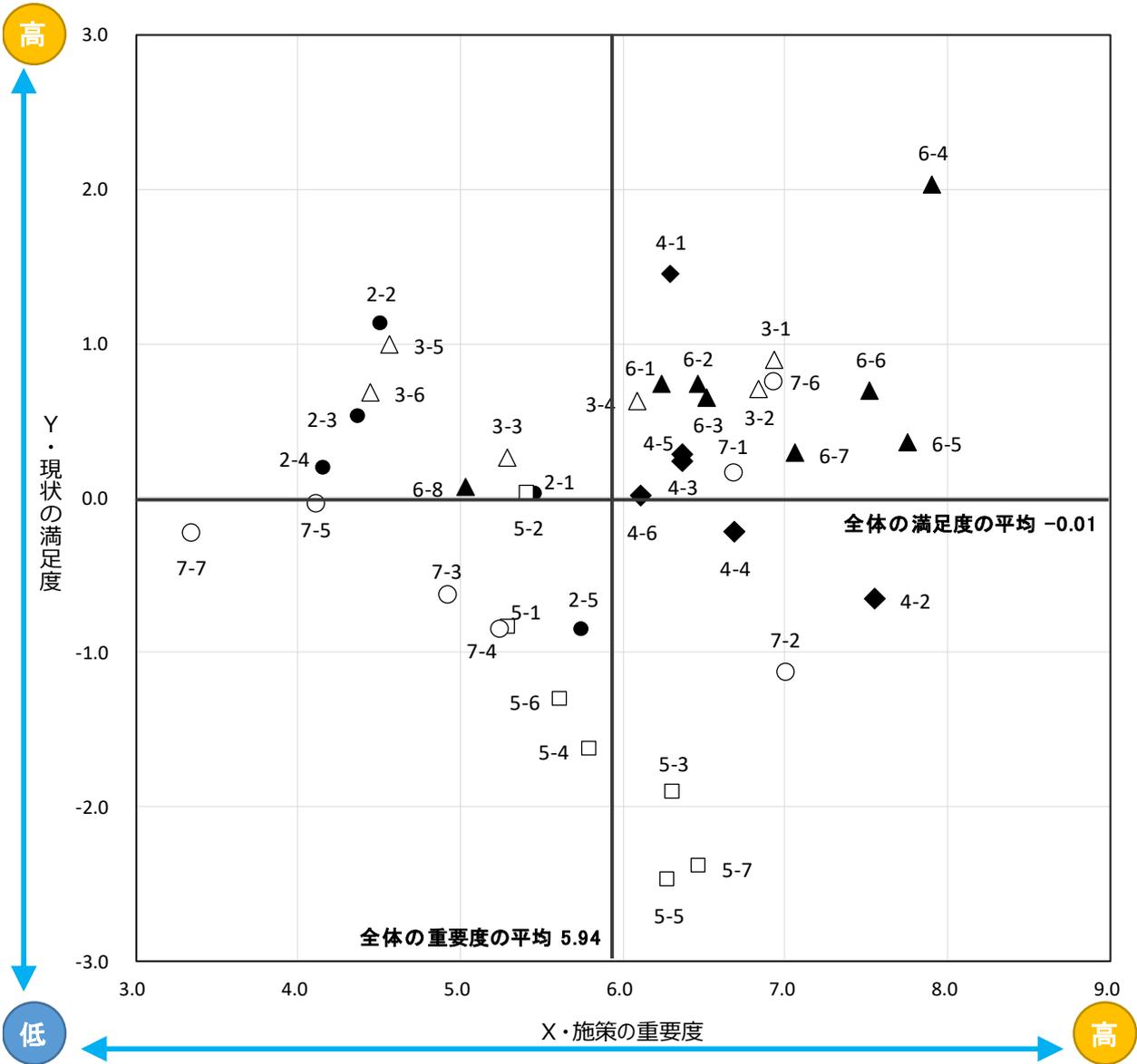
満足：10 やや満足：5 どちらともいえない：0 やや不満：-5 不満：-10
 重要：10 やや重要：5 どちらともいえない：0 あまり重要でない：-5 重要でない：-10
 ※各項目について、母数 353 から「無回答」と「わからない」を除き、平均値を算出

満足度と重要度の得点が0で交差する座標（下図）の4つの象限をそれぞれ「Aゾーン」、「Bゾーン」、「Cゾーン」、「Dゾーン」とします。このとき、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い「Cゾーン」に位置する項目が、特に住民ニーズの高い施策になると考えられます。



さらに、すべての施策 39 項目の平均値を算出することによって、0 とは別の交差軸を示しています。これは、39 項目の中で相対的に住民ニーズの高い取り組みをさらに絞り込んだ結果となります。

◆施策満足度・重要度の分布◆



●	2-①	住民主体のまちづくりの推進
●	2-②	人権尊重のまちづくりの推進
●	2-③	男女共同参画のまちづくりの推進
●	2-④	非核・平和と国際化の推進
●	2-⑤	行財政改革の推進
△	3-①	子育て支援の充実
△	3-②	学校教育の充実
△	3-③	生涯学習の推進
△	3-④	青少年の健全育成
△	3-⑤	生涯スポーツの推進
△	3-⑥	歴史の保存と文化の充実

◆	4-①	健康づくりの推進
◆	4-②	地域保健・医療の推進
◆	4-③	地域福祉の推進
◆	4-④	高齢者福祉の推進
◆	4-⑤	障がい者（児）福祉の推進
◆	4-⑥	社会保障の充実
□	5-①	農林業の振興
□	5-②	漁業の振興
□	5-③	商業の振興
□	5-④	地域産業の振興
□	5-⑤	新規産業の育成・企業誘致の推進
□	5-⑥	観光・レクリエーションの振興
□	5-⑦	勤労者対策の推進

▲	6-①	環境保全の推進
▲	6-②	生活環境の充実
▲	6-③	適切な廃棄物処理の推進
▲	6-④	消防・救急体制の充実
▲	6-⑤	防災対策の推進
▲	6-⑥	防犯対策の促進
▲	6-⑦	交通安全対策の推進
▲	6-⑧	消費者保護の推進
○	7-①	道路網の整備
○	7-②	公共交通の充実
○	7-③	公園・緑地の整備
○	7-④	河川の整備
○	7-⑤	港湾の整備
○	7-⑥	下水道の整備
○	7-⑦	住宅・住環境づくりの推進